こ保対第1089号

令和５年３月23日

年度限定保育事業ご利用児童の保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育対策課担当課長

**新型コロナウイルス感染症にかかる利用料（保育料）の日割り対応の終了について**

**（年度限定保育事業）**

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて先般、令和５年３月20日付こ保認第1062号「新型コロナウイルス感染症にかかる利用料日割り対応の終了について」にて、利用料（保育料）の日割り対応の終了についてお知らせしたところですが、年度限定保育事業についても以下のとおり同様の取扱いといたしますので、お知らせします。

1. 対象児童

令和５年４月以降に年度限定保育事業を利用する児童

1. 対象期間

令和５年４月１日以降

* 令和５年３月31日までにお休みした分につきましては、これまで通り利用料（保育料）の日割り対応を行います。
* 令和５年４月１日以降は登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。

【問合せ先】こども青少年局保育対策課　木村、渡部、齋藤

電話：045-671-4469